

令和7年1月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

令和7年1月総会

萩市農業委員会総会議事録

1月21日(火) 午前9時30分 開会 場所 萩市役所大会議室

○提出議案

- | | |
|---------|-------------------------------------|
| 議案第 1 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定について |
| 議案第 2 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定について |
| 議案第 3 号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第 4 号 | 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について |
| 議案第 5 号 | 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書交付について |
| 議案第 6 号 | 現況確認書の交付について |

○出席委員（18名）

- | | | | | | | | |
|-----|---|---|-----|-----|---|---|-----|
| 1番 | 原 | 川 | 久美子 | 2番 | 横 | 山 | 喜一郎 |
| 3番 | 中 | 村 | 博 | 4番 | 草 | 野 | 隆司 |
| 5番 | 原 | 田 | 知美 | 6番 | 矢 | 次 | 利典 |
| 7番 | 三 | 村 | 浩一 | 8番 | 品 | 川 | 民雄 |
| 9番 | 金 | 子 | 哲也 | 10番 | 藤 | 田 | 芳昭 |
| 11番 | 長 | 富 | 繁美 | 12番 | 岩 | 本 | 裕子 |
| 13番 | 守 | 永 | 正範 | 14番 | 鈴 | 川 | 肇 |
| 15番 | 大 | 田 | 忠男 | 欠席 | 中 | 野 | 恵子 |
| 17番 | 大 | 石 | 博則 | 18番 | 松 | 田 | 由美子 |
| 19番 | 片 | 岡 | 兼雄 | | | | |

○議事録署名委員

- 1 番 原川 久美子 17 番 大 石 博 則

○議 事

事務局長 ただいまから、令和7年1月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員19名中、18名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。

 本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長

をお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。

議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、1 番 原川委員、1 7 番 大石委員
をお願いいたします。

なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」
を議題に供します。第 1 項と第 2 項は譲受人が同一でありますので、
同時審査といたします。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案 1 号第 1 項の説明をいたします。議案は 2 ページ
になります。

(スクリーンに位置図を表示)

第 1 項及び第 2 項は譲受人が同一であるため、一括して説明いたします。

去る 1 2 月 2 6 日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から東へ約 1 5 0 m に位置し、赤丸でお示しした箇所となります。

まず第 1 項ですが、申請地は●●●で、地目は登記・現況ともに田、面積は 3 9 0 m²です。

第 2 項が、●●●で、地目は登記・現況ともに田で面積は 1, 0 5 6 m²です。

昨年 9 月及び 1 0 月の総会の際に 3 条申請のあった●●●地区の●●●の裏、●●●と●●●の裏手の農地になります。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は 1 0, 6 3 3 m²です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、第 1 項が●●●の●●●さん、第 2 項が共有名義でご兄弟で持分 2 分の 1 ずつ設定が

ありますが、●●●の●●●さんと●●●さんです。

申請の理由ですが、第1項及び第2項の譲渡人の皆様方は、高齢で農業後継者もいないなどから、農地も休耕状態となっており、不動産業を行っている譲渡人へ売買による譲渡の打診を行っておられました。

譲受人の●●●さんは、不動産業として新たな開発の予定はないものの、個人として新たに農業分野への進出も検討し、譲渡人からの申出を受けることとして、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数はございません。作業には2～3名の臨時雇用を行い、農業従事日数は延べ150日です。また、●●●からも定植から収穫まで一連の作業の技術指導をいただくとのことです。

営農計画ですが、申請地において柚子の栽培を行われ、収量が確保できるまでは自家消費が中心となりますが収量が安定すれば●●●へ出荷するご予定です。

農機具の保有状況ですが、草刈機や耕運機、シャベル等の導入のほか、必要に応じて作業機械を導入されるご予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 9 番 この件につきまして、12月26日、暮れも押し迫った時期になりますが、●●●推進委員と、私と事務局2名、そして譲受人の●●●さんで現地確認をいたしました。以前から続いたところの3条申請となるところですが、おそらくもう2つ圃場が残っているかと思いますが、その一連の圃場を残して柚子畑にするということで、12月末で見に行った時点では、以前の部分も整備されておりませんでした。近々やると言われていましたので、全面的に柚子畑に変わるということで期待を持っております。何ら障害等ありませんし、問題ないかと思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第1項、第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第3項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第3項の説明をいたします。

 去る12月23日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

 申請地は、●●●から北東へ約1.5kmに位置し、赤丸でお示しした箇所となります。

 申請地は●●●で、地目は登記・現況ともに田、面積は3,286㎡です。

 譲受人は●●●地区の●●●さんで、耕作面積は43,439.48㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。

 申請の理由ですが譲渡人の●●●さんは、市外在住で農業後継者もいないため、これまで当該農地を耕作管理されておられた譲受人の●●●さんへ売買により譲渡することとして打診をしておられました。

 譲受人の●●●さんは、長年、利用権設定により当該農地で水稻栽培を行っておられ、引き続き耕作を継続するご意向であったことから、譲渡人からの申出を受けることとして、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

 譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数は40年、農業従事日数は250日です。また、奥様が年齢●●●歳、農業経験年数は30年で農業従事日数が100日となっております。

 営農計画ですが、申請地において引き続き、水稻の栽培を行われるご予定です。

 農機具の保有状況ですが、トラクターや田植機、コンバインなど

営農に必要な農機具一式をお持ちです。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 6 番 12月23日、事務局3名、私と、●●●委員、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんで現地確認を行いました。詳細につきましては、事務局からの説明のとおりです。所有権が変わるということで、何ら問題はないものと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第4項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第4項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る12月23日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北東へ約800mに位置し、●●●の近くで、赤丸でお示しした箇所となります。

申請地は●●●で、地目は登記・現況ともに田、面積は516㎡です。

譲受人は●●●の●●●地区の●●●さんで、耕作面積は13,391㎡です。権利の種類は所有権移転で贈与です。譲渡人は、同じく●●●、●●●地区の●●●さんです。

申請の理由ですが譲渡人の●●●さんは、相続で取得した農地について、ご自身が高齢で農業後継者もないため、申請地の隣にお住まいで譲受人となる●●●さんへ贈与により譲渡することとして打診をしておられました。

譲受人の●●●さんは、申請地が自宅の横の農地で、自宅裏にあるご自身の農地と一体的な管理ができることから譲渡人からの申出を受けることとして、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数は10年、農業従事日数は160日です。また、奥様が年齢●●●歳、農業経験年数は1年で農業従事日数が30日となっております。

営農計画ですが、申請地において水稻の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、トラクターや草刈機をお持ちで、水稻栽培に係る作業機械については、地区の共同作業機械を借用され営農に従事されるご予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第18番 この件につきまして、12月23日、事務局と、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんとともに現地確認を行いました。写真を見てもらってわかるとおり、自宅のそばの農地であり、管理がしやすく、今までも譲受人が耕作しておられましたので、引き続き耕作されるとのことで、何ら問題はないと思います。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第4項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第5項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第5項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る12月23日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南西へ約2.2kmに位置し、赤丸でお示しした箇所となります。

申請地は●●●で、地目は登記・現況ともに畑、面積は662㎡です。

譲受人は●●●の●●●地区の●●●さんで、耕作面積は6,503㎡です。権利の種類は所有権移転で贈与です。譲渡人は、●●●、●●●地区の●●●さんです。

申請の理由ですが譲渡人の●●●さんは、相続で取得した農地について、農業後継者もいないため、●●●さんのご実家を借家で貸しておられる譲受人の●●●さんへ贈与により譲渡することとして打診をしておられました。

譲受人の、●●●さんは、●●●のご出身で、新規就農者として●●●に移住され、トマト栽培を行っておられますが、申請地が借家である自宅の横の農地で、管理が容易であることから譲渡人からの申出を受けることとして、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数は6年、農業従事日数は250日です。

営農計画ですが、申請地において露地野菜等の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、トラクターや耕運機、草刈機など、営農に必要な作業機械を一式お持ちです。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第18番 この件につきましても、12月23日に、事務局と、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと私、そして譲受人の●●●さんの立ち合いのもと、現地確認を行いました。詳細については事務局の説明のとおりです。●●●さんは、移住してこられましたが、農業に対して積極的にかかわっておられ、現在、トマト農家として一生懸命頑張っておられます。申請農地も自宅のすぐ隣ということで管理しやすく、意欲的に露地野菜等の栽培をされるということです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。
新規就農ということですが、どちらからこられたのですか。

事務局 ●●●です。一度、●●●に入られたのですが、そのあと、●●●にいかれて、それから●●●でトマトをしたいということで●●●にこられました。

議 長 家族はおられるのですか。

事務局 独身です。一人でされています。

議 長 ●●●歳ですか。はい、わかりました。

議 長 それでは採決いたします。第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第5項は原案のとおり決定いたしました。

議長 次の第6項は、●●●委員さんのご親族に関する案件になります。
●●●委員さんにつきましては、「議事規則第11条」の規程により、
議事に参与することができません。一度退席をお願いします。

(●●●委員さん退席)

議長 第6項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第6項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る1月7日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北西へ約2.5kmに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は●●●で、地目は登記・現況ともに畑、面積は211㎡です。

譲受人は●●●の●●●地区の●●●さんで、耕作面積は104,112㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが譲渡人の●●●さんは、市外在住で農業後継者もないため、隣接農地で営農されている譲受人の●●●さんへ売買により譲渡することとして打診をしておられました。

譲受人の●●●さんは、申請地が自宅裏の自身の農地に隣接しており、一体的な管理が可能であることから譲渡人からの申出を受けることとして、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、認定農業者でもあります。年齢●●●歳で農業経験年数は5年。農業従事日数は160日です。ご主人が年齢●●●歳で、農業経験年数はありませんが、農業従事日数が20日、父親が、年齢●●●歳で農業経験年数40年、農業従事日数が300日、母親が年齢●●●歳で農業経験年数30年、農業従事日数が200日となっております。

営農計画ですが、申請地においてサカキやユズ等の栽培を行われる予定です。

農機具の保有状況ですが、トラクター、管理機、草刈機、軽トラック、2tトラック、乗用車、田植機、コンバイン、乾燥・調整機械一式を所有され、営農に必要な機械はすべて保有され農機具倉庫

で保管されておられます。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第10番 事務局から説明があったとおり、1月7日、私と、事務局、●●●推進委員、●●●推進委員、●●●委員、娘さんの●●●さんの立ち合いのもと、現地確認を行いました。家のすぐそばなので、今までは木が茂って家の方にかかったりしていましたが、それを伐採したら景観等もよくなり、農地に隣接しているので、一体的な管理ができるということで、何ら問題はないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第6項は原案のとおり決定いたしました。

(●●●委員さん着席)

議 長 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は、説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第2号第1項について説明いたします。議案は4ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

12月26日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

こちらの案件は、無断転用の追認の許可申請案件となります。

12月総会での3条申請地の現地確認日11月28日に事務局が発見したものです。

申請地は、●●●から南東へ1.4kmの県道沿いに位置する、過去に農業公共投資の対象となっていない、県道・JRの線路・宅地に囲まれた地域にある小農地で第2種農地です。該当条文はありません。

申請地は、●●●、地目は、登記は畑、現況は無断転用のため荒廃、面積は815㎡です。

転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。

権利区分は、賃借権の設定となります。

場所は、県道●●●線を●●●方面に行き、●●●さんの事務所近くにある農地になります。

また、12月総会で許可されました議案第63号第1項の3条申請地の近くになります。

写真の説明をします。

(写真の説明5枚)

転用目的ですが、萩市上下水道局発注の「●●●配水池築造工事」を受注したことに伴い、請負業者である●●●さんが、現場事務所等として利用するため、原状回復期間を含め令和8年9月30日まで一時転用するものですが、無断転用であるため、この度始末書を添付し、追認の許可を受けるものです。

別の法人が無断転用で仮設現場事務所等として利用していたもの引き継いだものであり、農地であるとの認識が無かったとのことです。

なお、事業完了後は、農地として原状回復する旨の誓約書が添付されており適当です。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、県道、宅地、水(青線)、用悪水路、雑種

地に囲まれており、隣接農地はありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、申請地にこのように現場事務所38.78㎡、倉庫4.0㎡、仮設トイレ2.72㎡を設置され、残りは工事用車両の駐車場として利用されます。

用排水計画ですが、雨水は、自然流下で地下浸透、汚水は汲み取りのため適当です。

被害防除計画ですが、砂利敷きで整地しており、土砂の流出等のおそれはなく適当です。

こちらが現場事務所の平面図となります。

こちらが立面図となります。建物の高さは5.2mです。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 9 番 この件につきまして、12月26日、●●●推進委員と私と事務局2名で現地確認を行いました。無断転用ということですが、以前からここは時々通っておりましたので、事務局が建ったのはわかっておったのですが、なんせ水道公共工事事業で建った建物ですので、無断転用というのは思いもしなかったわけで、もとは雑種地だろうという風に思っていましたところ、現地パトロールの際に一応事務局に調べてもらったら、農地で転用許可されていないというのがわかった次第でございます。無断転用ということが発覚したわけでございますが、今借りておられる●●●さん以前の方が、無断で建てたということで、そのあたり始末書をもって解決するということになろうかと思えます。先ほども、ちょっと話がありましたように周辺の農地には農地がありませんので、他の農地に対する影響は恐らくないというようなことで、その点については問題ないものと思いますので、併せてご審議いただくよう、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それではないようですので、採決いたします。第1項について、
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第2項の説明をお願いします。

事 務 局 はじめに、本申請は、昨年の10月総会の議案第57号「農業振
興地域整備計画の変更に係る意見書交付について」により説明しま
した案件です。

10月22日付で山口県から農用地区域除外についての事前の相
談の結果、異議のない旨の回答があり、その後、変更に対して公告
縦覧を11月1日から12月2日まで行い、12月3日から15日間
の異議申し立て期間を経て、1月6日付で、農用地区域除外について
知事同意がありましたので、現在は農用地区域外の農地となっています。

それでは、第2項について説明いたします。

申請書の提出は12月ですが、10月総会で農振除外意見書の交
付で説明しておりましたので、●●●地区の農地パトロール日であ
る10月24日に、●●●会長、●●●委員さん、地元の●●●推
進委員さんと事務局で事前に現地調査を行いました。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●から北東に780mに位置する、過去に公共投
資の対象となっていない一団の集団農地4.1haで、現在は農用
地区域から除外となっており第2種農地です。該当条文はありません。

地番は、●●●、地目は、登記・現況とも畑、面積は1,811
㎡です。

転用者は●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんで
す。

こちらが申請地で、市道●●●線近くの農地となります。

写真の説明をします。

(写真の説明 2 枚)

転用目的ですが、現在、所有者の●●●さんは●●●の総代をされていますが、代々の総代がこの土地に榊を植えて管理されていましたが、周りを樹木に囲まれ陽当たりが悪く耕作に適さないため、申請地を宗教法人の土地として、●●●さんが、杉 3 0 0 本を植林して管理することになったものです。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、東、北側は●●●さん所有の畑、現況山林、西側は●●●さん所有の畑、現況山林がありますが、隣接農地承諾書が添付されており、特に問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、申請地にこのように 1 年生の杉 3 0 0 本を植林される予定です。

用排水計画ですが、植林のため、雨水は自然流下で、地下浸透及び隣接する農業用排水路に流し、汚水の発生はなく適当です。

被害防除計画ですが、造成は行わず整地のみとするため、土砂の流出のおそれはなく適当です。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第 7 番 この件につきまして、昨年 1 0 月 2 4 日に、●●●会長さん、●●●の●●●推進委員さん、私と事務局で現地確認を行いました。内容については、事務局からの説明のとおりです。写真のとおりですが、写真では明るく見えるのですが、畑に雑木が伸びて陽当たりが悪く、ちょっと薄暗いような感じのところでございます。畑として維持するのは難しいと思われます。植林をしたいということで、問題はないものと思いますので、ご審議のほど、よろしく願い

たします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それではないようですので、採決いたします。第2項について、
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供し
ます。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 それでは、農用地利用集積計画の決定について説明いたします。
農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法等
の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条により、
改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項で、『同意市町村は、
農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農
用地利用集積計画を定めなければならない。』とされています。その
ため、農業委員会での審議が必要になります。農用地利用集積計画
について市農政課から諮問がありましたので、ご審議いただきます。
このたびの集積計画案ですが、相対により新しく借り手が決まった
新規契約を行うものを上程するものです。公告は2月1日付となり
ます。

それでは利用権設定の状況についてご説明いたします。議案書は6
ページです。

2月1日付けで利用権設定されるものは、旭地域において相対に
より新規に設定するもので、総件数が1件、筆数が1筆、地目は田
で、面積の合計は1,640㎡となります。

次のページに集積計画の内容を記載しております。

このたびの集積計画案において、借り手は農業経営基盤強化促進
法 第18条第3項の各要件をみたしていると考えます。以上、ご
審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 ないようですので、採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

(報告事案-1)

議 長 議案第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題に供します。事務局は一括して説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第4号、農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明します。

本日は、大きく6件の合意解約が提出されております。

第1項ですが、資料は9ページから16ページです。対象農地は、●●●ほか215筆で面積の合計は、289,612㎡になります。農地中間管理事業により●●●地区の●●●が耕作している農地になりますが、令和7年3月31日に貸付期間の終期を迎える農地について、貸付期間の延長手続きを行うにあたり終期を統一するために合意解約を行うもので、解約後は再度、当該法人が対象農地のすべてを借受け、引き続き耕作を継続するものです。

このような案件は、今回、農業経営基盤強化促進法の改定があって、地域計画策定後の来年4月1日に向けて当該管内の法人の終期を調整したいとの案件で、合意解約が特に4月が一番多く出てきます。特に●●●さんが、ページだけで20ページあります。60ヘクタールくらいの合意解約がでるのですが、今からそういうことで、法人関係の合意解約がでてまいります。ただ引き続き耕作される内容になり、農業委員会の報告を得るかたちとなります。

続いて、第2項及び第3項は、農地中間管理事業の合意解約になり、関連がありますので一括して説明します。資料は17ページです。対象農地は、●●●で、地目は登記・現況ともに田で面積は1,499㎡です。

賃借人は●●●の●●●地区の●●●さんで、やまぐち農林振興公社を介した貸借で、賃貸人が同じく●●●の●●●地区の●●●さんです。

解約後は、別の担い手が耕作をなされます。この後出てきます●●●さんが耕作されるとのことで聞いております。

続いて第4項ですが、先ほどの議案第1号の第3項で農地法3条許可申請の際にご審議いただいた農地になります。対象農地は●●●で、地目は登記・現況ともに田で面積は3,286㎡です。

賃借人は●●●の●●●地区の●●●さんで賃貸人が●●●の●●●さんです。先ほどの審議の際にもご説明しましたが、合意解約後は、賃借人の●●●さんが当該農地を取得され、引き続き耕作を継続なされます。

続いて第5項ですが、資料は18ページから25ページです。対象農地は、●●●ほか206筆で面積の合計は299,264㎡になります。農地中間管理事業により●●●地区の●●●が耕作している農地になりますが、先ほどの第1項の●●●の申請と同様に、令和7年3月31日に貸付期間の終期を迎える農地について、貸付期間の延長手続きを行うにあたり終期を統一するために合意解約を行うもので、解約後は再度、当該法人が対象農地のすべてを借受け、引き続き耕作を継続するものです。

最後に、第6項ですが、資料は25ページ下段です。対象農地は●●●で地目は、登記・現況ともに田で面積は1,775㎡です。

賃借人は●●●地区の●●●で賃貸人が同じく●●●、●●●地区の●●●さんです。解約後は、所有者の●●●さんが自ら耕作をなされます。以上で報告を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案4号の報告は終わります。

(報告事案-2)

議 長 議案第5号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書交付について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第5号第1項について説明いたします。議案は27ページです。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、市農政課から農用地区域からの除外について12月27日付

で意見書交付の依頼があったものです。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●から南に910mに位置する、●●●番●●●は過去に公共投資の対象となった一団の集団農地47.3haで、農用地区域除外後は第1種農地となります。

●●●番●●●は次の議案第6号の現況確認書交付についてで、説明いたしますが、農用地区域除外後は非農地のため転用申請時には一体利用地となります。

基本的に第1種農地は転用許可をすることはできませんが、農地法施行規則第33条第4号『住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの』の例外規定に該当し、許可基準を満たすものとなります。

地番は、●●●番●●●、登記現況とも田、面積は443㎡外1筆 合計面積512㎡です。

転用者は、●●●の●●●さんで、転用目的は、●●●さんの娘婿である●●●さんは、現在●●●の市営住宅に妻と子どもで居住しておられますが、夫婦で農家の後継者として就農するため、義父の●●●さん宅と農地がすぐそばにあり、農作業が行いやすい場所として、義父の土地を譲り受け農家住宅74.52㎡及び進入路・駐車場4台分・農機具の回転場140㎡を整備するものです。

当該農地については、一団の農地の中心部に位置している農用地区域内の農地ですが、北側は宅地と山林、東側は市道●●●線、西側は公衆用道路に接しており、事業規模も必要最小限であることから、周辺農地の営農や農用地の利用の集積に影響を及ぼすものではなく、農用地区域から除外しても農業振興上の支障は少ないと考えられることから、農用地区域からの除外についてやむを得ない旨の意見書を交付しています。(令和7年1月6日付け)

なお、本件につきましては、今後の手続きとしましては、県から農用地区域除外について異議のない旨の回答が下りましたら、通常の農地転用と同様に農地法第5条申請書が提出され、現地確認の上、農業委員会総会での審議となります。以上で、説明を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第5号の報告は終わります。

(報告事案-3)

議長 議案第6号「現況確認書の交付について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事務局 それでは、第6号の第1項について説明いたします。議案は29ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

12月23日、●●●委員さん、●●●職務代理、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南に910mに位置する、●●●番●●●、登記地目は田、面積は69㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが、申請地で、県道●●●線から市道●●●線を50m行ったところにある農地です。

申立てによると、申請地は、道路と高低差があり斜面であったため、申請地の土や砂の流出を防ぐ目的で、平成5年頃に隣接地●●●番の一部と併せてコンクリート舗装した。

その後、平成20年に集落排水工事に伴い、埋め戻しのための補修工事を経て、現在は出入口及び駐車場として利用されており、農地としての現況をとどめていないとのことです。

本調査によると、申請地は、コンクリート舗装された出入口及び駐車場として利用されており、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。

なお、本申請地は、議案第5号で説明いたしました、農振除外意見書交付で説明いたしました申請地の一部です。以上、報告いたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案5号の報告は終わります。

議 長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了
いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。
午前１０時２０分 閉会